

札幌学院大学法学部履修細則

昭和61年4月1日
制 定

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 学科課程及び授業科目（第2条～第5条）
- 第3章 履修科目の登録及び履修方法（第6条～第9条）
- 第4章 試験及び単位の認定（第10条～第15条）
- 第5章 卒業見込証明書の発行（第16条）
- 第6章 編入学及び転学部・転学科（第17条）
- 第7章 早期卒業（第18条～第26条）
- 附 則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この細則は、札幌学院大学学則（以下「学則」という。）第20条の規定に基づき、法学部学生の履修に必要な事項を定めることを目的とする。

2 この細則に定めのない事項については、法学部教授会の審議決定によるものとする。

第2章 学科課程及び授業科目

（課程修了の要件）

第2条 学則第10条、第11条及び第12条に規定する課程修了の要件は、次表によるものとする。

授 業 科 目 の 区 分		最 低 必 要 単 位 数
教 養 科 目	基礎科目群	基礎科目群の英語ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB の4科目4単位を含め16単位以上
	人文・社会・健康・自然科目群	
	総合科目群	
	地域連携科目群	
	グローバル科目群	
専 門 科 目		84単位以上
合 計		124単位以上

2 他学部・他学科授業科目の単位を修得した場合、前項に定める授業科目の区分に従い、16単位を上限として専門科目として認定し、課程修了要件（最低必要単位数）に含めることができる。

3 札幌圏大学・短期大学間の単位互換制度を利用して本学以外で履修した科目の単位を修得した場合、第1項に定める授業科目の区分に従い、10単位を上限として専門科目として認定し、課程修了要件（最低必要単位数）に含めることができる。

(コース制)

第3条 公共及び企業の2コースを置く。

(専門科目)

第4条 第2条第1項に規定する専門科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目及び課程修了要件外科目に区分する。

2 必修科目とは、必ず単位を修得することが課程修了の要件となっている科目をいい、次の各号のとおりとする。

(1) 公共及び企業コース共通

法学ベーシックスキル

(2) 公共コース

行政法A(作用法)、行政法B(組織法)

(3) 企業コース

会社法A(ガバナンス)、会社法B(ファイナンス)

3 選択必修科目とは、次の各号に掲げる科目群の中から、それぞれ当該各号に定める単位数を修得しなければならない科目をいう。

(1) 公共コース

学部コア科目	法学入門、憲法入門、民法入門、刑法入門のうち3科目6単位、法学ベーシックスキル2単位を含め24単位以上	合計 84 単位
キャリアデザイン科目	30単位以上	
コース基礎科目	行政法A(作用法)、行政法B(組織法)の4単位を含め、10単位以上	
コース展開科目	卒業論文4単位、卒業試験2単位のいずれかを含め20単位以上。ただし、次の各号のいずれかの試験に合格した場合、これを本学における授業科目の履修とみなし、卒業試験の2単位を与えることができる。なお、法学検定スタンダード〈中級〉コース試験の合格に基づき、卒業試験の単位を認定された場合、コア科目の法学スタンダードスキルの単位を認定することはできない。 (1) 司法試験予備試験 (2) 司法書士試験 (3) 弁理士試験 (4) 行政書士試験 (5) 宅地建物取引士試験 (6) 社会保険労務士試験 (7) 税理士試験(追記:税法1科目合格) (8) 知的財産管理技能検定試験1級 (9) 知的財産管理技能検定試験2級 (10) 法学検定アドバンスト〈上級〉コース試験 (11) 法学検定スタンダード〈中級〉コース試験 (12) 法科大学院入学試験合格(既修者コースに限定) (13) 他大学大学院の法学研究科入学試験合格(修士課程)	

(2) 企業コース

学部コア科目	法学入門、憲法入門、民法入門、刑法入門のうち3科目6単位、法学ベーシックスキル2単位を含め24単位以上	合計 84 単位
キャリアデザイン科目	30単位以上	
コース基礎科目	会社法A（作用法）、会社法B（組織法）の4単位を含め、10単位以上	
コース展開科目	卒業論文4単位、卒業試験2単位のいずれかを含め20単位以上。ただし、次の各号のいずれかの試験に合格した場合、これを本学における授業科目の履修とみなし、卒業試験の2単位を与えることができる。なお、法学検定スタンダード〈中級〉コース試験の合格に基づき、卒業試験の単位を認定された場合、コア科目の法学スタンダードスキルの単位を認定することはできない。 (1) 司法試験予備試験 (2) 司法書士試験 (3) 弁理士試験 (4) 行政書士試験 (5) 宅地建物取引士試験 (6) 社会保険労務士試験 (7) 税理士試験（追記：税法1科目合格） (8) 知的財産管理技能検定試験1級 (9) 知的財産管理技能検定試験2級 (10) 法学検定アドバンスト〈上級〉コース試験 (11) 法学検定スタンダード〈中級〉コース試験 (12) 法科大学院入学試験合格（既修者コースに限定） (13) 他大学大学院の法学研究科入学試験合格（修士課程）	

4 選択科目とは、各人の目標と希望に従って任意に選択し、履修することのできる科目をいう。なお、自コースの配当となっていない科目（他コースのみに配当されている科目）の単位を修得した場合は、8単位を上限に選択科目として認定し、課程修了要件（最低必要単位数）に含めることができる。

（他学部授業科目の履修）

第5条 学則第12条に基づいて履修することができる他学部授業科目については別に定める。

第3章 履修科目の登録及び履修方法

（履修の登録）

第6条 学生は、毎年、学年当初の指定された登録期間に履修科目の登録をしなければならない。

2 前項の登録を行った学生は、必要がある場合には後期開始当初の指定された登録期間に後期履修科目の変更を行うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、前項の期間に後期のみの履修登録をしなければならない。

- (1) 前期に休学し、後期から復学する場合
- (2) 学則第13条の2で規定する他の大学又は短期大学における授業科目の履修あるいは同第13条の2第2項で規定する外国の大学又は短期大学への留学のため、学年の初めに履修科目の登録ができなかった場合

(履修登録制限)

第7条 履修登録は、第2条で指定する授業科目について、次表の単位数を超えることはできない。ただし、第4条第5項に規定する課程修了要件外科目は、履修登録制限単位数から除外するものとする。

第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	計
48単位	48単位	48単位	48単位	192単位

- 2 すでに単位を修得した科目は、再登録することができない。
- 3 専門ゼミナールⅠ及び専門ゼミナールⅡ、専門ゼミナールⅢ及び専門ゼミナールⅣ、専門ゼミナールⅤ及び専門ゼミナールⅥについては、事前に担当教員の承認を受けるものとする。
- 4 卒業論文は、専門ゼミナールⅢ及び専門ゼミナールⅣを修得し、専門ゼミナールⅤ及び専門ゼミナールⅥを履修登録し、担当教員の承認を受けた場合にのみ履修登録をすることができる。

(学年配当)

第8条 履修登録は、各学年に配当された科目に限る。ただし、基礎ゼミナールA及び基礎ゼミナールBを除き、下級学年に配当されている科目の履修登録を妨げない。

(諸資格課程)

第9条 学則第14条から第16条までに規定する教職課程、学芸員課程及び社会教育主事については、別に定める。

第4章 試験及び単位の認定

(出席制度)

第10条 授業担当者は、出席制度を採用することができる。

(単位の認定)

第11条 各授業科目の単位の認定は、原則として試験によって行うものとする。ただし、レポート及び平素の成績等をもって試験に代えることができる。

(試験)

第12条 試験（学期末定期試験及び授業担当者の判断により随時行う試験）は、各科目毎に年2回以上実施することを原則とする。

- 2 単位の認定を年2回の学期末試験によって行う場合には、前期定期試験を受験しない者は、原則として後期定期試験の受験資格は認められない。
- 3 受験上の注意事項等については、別に定める。

(追試験)

第13条 前条に規定する試験を疾病その他やむを得ない理由によって受験できなかった者に対して、追試験を行うことがある。

2 追試験の受験資格等については、別に定める。

(再試験)

第14条 第12条に規定する定期試験において合格点に達しなかった者に対し、再試験を行うことがある。

2 前項に規定する再試験は、英語以外の外国語科目及び法学部専門科目とする。

3 再試験の受験資格等については、別に定める。

(不正行為の処置)

第15条 試験において、不正行為が行われた場合は、当該試験期間の全受験科目（平常点のみで評価する科目・レポートのみで評価する科目は除く）の単位を認めない。教授会は当該学生に対して適当な処置を行うことができる。

2 前項の処置については、公示する。

第5章 卒業見込証明書の発行

(卒業見込証明書の発行基準)

第16条 第3学年末において卒業に必要な単位数のうち90単位以上を修得した者で、指定された登録日に授業科目の履修届を提出した者には、卒業見込証明書を発行する。

2 前項の基準に満たない者であっても、第4学年前期成績を考慮して卒業見込証明書を発行することができる。

3 前2項により卒業見込証明書を発行しうる者であっても、当年度内に卒業要件を満たすことができないことが判明した場合には、卒業見込証明書を発行しない。

4 4年以上在学し、卒業延期となった者については前3項を準用する。

第6章 編入学及び転学部・転学科

(編入学及び転学部・転学科)

第17条 学則第33条及び第34条に規定する編入学及び転学部・転学科の取扱い並びにこれに伴う単位の認定及び履修方法等については、札幌学院大学編入学、転入学に関する規程並びに札幌学院大学転学部、転学科に関する規程による。

第7章 早期卒業

(対象学生)

第18条 学則第21条第2項の定め（以下「早期卒業」という。）の対象となる学生は、法学部に3年以上在学し、第2条に定める課程修了の要件を満たすとともに、当該要件に示す単位を優秀な成績をもって修得し、かつ、早期卒業することによるその後の教育効果が著しいと認められた者とする。

(早期卒業制度適用の申請資格)

第19条 早期卒業制度の適用を申請する者は、次の各号の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 将来税理士の資格を取得することを目標としていて、かつ、卒業後は本学の大学院法学研究科又は大学院地域社会マネジメント研究科に進学する意思があること。
- (2) 2年次終了時の修得単位数が84単位以上で、かつ、第24条に定める方法によって算出した成績平均値(G P A)が3.0以上の評価を受けていること。ただし、課程修了の要件に含まれない科目は単位数の集計及び成績平均値(G P A)の算出対象とはしない。
- (3) 3年次に専門ゼミナールⅢ・Ⅳを履修登録し、専門ゼミナールⅢ・Ⅳを担当する教員(以下「指導教員」という。)の指導の下で、卒業論文を執筆する意思があること。

(早期卒業制度適用の願い出)

第20条 前条の基準を満たし、早期卒業制度の適用を希望する者は、3年次の4月末日(休日の場合はその前の授業開講日)までに学部長に別に定める様式により、その旨を願い出るものとする。

(早期卒業制度適用を願い出た者の認定)

第21条 前条による早期卒業制度適用を願い出た者は、教授会において早期卒業予定者として認定を行う。

(学習指導及び卒業論文)

第22条 指導教員は、早期卒業予定者に対して、第26条に基づく判定が下されるまでの間、適切な学習指導を行うものとする。

2 早期卒業予定者に限り、第7条第4項及び第8条の規定にかかわらず卒業論文を履修登録することができるものとする。

(早期卒業希望の取り消し)

第23条 早期卒業予定者が早期卒業の希望を取り下げの場合は、学部長及び指導教員に速やかに届け出なければならない。

(成績平均値)

第24条 成績平均値(G P A)は、次の算出方法によって計算するものとする。

- (1) 履修した科目の評価で付与された素点が90以上の場合は4、80から89までの場合は3、70から79までの場合は2、60から69までの場合は1、60未満の場合及び試験欠席の場合は0に換算する。(以下この数値を「G P」という。)
- (2) G Pに当該科目の単位数を乗じ、その総和を履修登録単位数で除し、小数第3位を四捨五入して得た数値を成績平均値(G P A)とする。

(早期卒業の要件)

第25条 早期卒業の判定を受けるためには、3年次終了時において、次の各号の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 第2条に定める課程修了の要件となる単位をすべて修得していること。
- (2) 本学の大学院法学研究科又は大学院地域社会マネジメント研究科の入学試験に合格していること。
- (3) 成績平均値 (G P A) が3.0以上であること。ただし、課程修了の要件に含まれない科目は、成績平均値 (G P A) の算出対象とはしない。
- (4) 別途定める提出期限までに卒業論文を提出し、単位を修得していること。
- (5) 税理士試験科目のうち、税法に属する科目又は会計学に属する科目の中から1科目以上合格していること。

(早期卒業の判定)

第26条 教授会は、第21条により認定した早期卒業予定者について、前条に掲げる要件を確認し、指導教員より指導経過報告を求め、早期卒業予定者から提出された卒業論文の内容とこれまでの修学状況を勘案し、早期卒業の判定を行う。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第19条第2号の成績平均値 (G P A) の基準変更は、平成24年度以降入学生に適用する。
- 3 第24条第1号のG P換算は、平成26年度以前に履修した科目については、下表のように換算する。

平成26年度以前成績評価・素点	G P
A・90～100	4.0
A・80～89	3.0
B・70～79	2.0
B・60～69	1.5
C・50～59	1.0
D・30～49	0.0
E・00～29	0.0

- 4 第25条第3号の成績平均値 (G P A) の基準変更は、平成24年度以降入学生に適用する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。